

技術文書の記載内容について、

低電圧指令、又は EMC 指令では、附属書に「技術文書の記載内容」に規定されています。

下表のような要求事項があります。

技術文書
<ul style="list-style-type: none">・製造企業は、技術文書を作成しなければならない。・文書は、対象の電気機器の適合性を評価できる内容であること。・そして、適切なリスク分析と評価を含むものであること。
<ul style="list-style-type: none">・技術文書は、電気機器の評価、設計、製造、および操作に関連して、適用した要求事項を規定し、明記しなければならない。・技術文書に、少なくとも以下の要素が含まれていなければならない。(a)~(f)
(a) 電気機器の概要説明
(b) 設計概念、及び製造図面、コンポーネント、サブアセンブリ、回路などの構成を記載する。
(c) 電気機器の操作とそれらの図面を理解できる説明を記述する。
(d) 完全にまたは部分的に適用した、欧州官報に掲載された整合規格または、第13条及び第14条に規定されている国際規格または国家規格のリスト、を記載する。 ・前記の整合規格、国際規格、国家規格を適用しなかった場合、適用した他の関連技術仕様書を含む、この指令の安全目標を達成するために採用した方策を説明する。 ・第13条及び第14条で言及された整合規格または国際規格または国家規格を部分的に適用したときは、技術文書に、適用した部分を明記する。
(e) 設計計算、実施した試験の結果、等
(f) テストレポート